

# 秋田市都市緑化推進計画(案)



# 秋田市都市緑化推進計画(案)

## 目 次

### 本 編

序章 秋田市都市緑化推進計画策定にあたって .....	1
第1章 緑の目標水準 .....	2
第2章 体系図 .....	6
第3章 緑の目標推進のための各施策 .....	7
第4章 概要とその進行 .....	14

# 序章 秋田市都市緑化推進計画策定に当たって

## 1 秋田市都市緑化推進計画策定の趣旨

平成20年3月に「秋田市緑の基本計画」を改定したことから、緑化推進を重点的に行うための実施計画を明らかにし、市民や事業者と連携した都市の緑化を具体的に展開することを目的に、「秋田市都市緑化推進計画」を策定するものです。

今後は、この計画に基づき、本市における緑の将来像を実現するため、43の事業を推進していきます。

## 2 秋田市都市緑化推進計画の期間

緑の基本計画の計画期間は、中間目標の目標年次を概ね10年後の平成29年としていることから、秋田市都市緑化推進計画においても平成29年度までを計画期間とします。

今後は、この計画に基づき、緑に関する事業を推進しながら、3年～4年ごとに各事業の進捗状況について確認を行いながら、市の財政状況や社会情勢に即した的確な事業の実施や見直しに努めます。

# 第1章 緑の目標水準

## (1) 緑の目標水準の考え方

緑の基本計画より抜粋

市ではこれまで、みどりの整備水準を示すうえで市民一人当りの公園面積を指標に掲げ、公園や緑地の整備を進めてきました。  
 しかしながら、市町合併による行政区域の拡大や、人口減少・少子高齢化の急速な進展といった社会構造の変化にともない、市民が身近に感じられる緑の豊かさを、市民一人当り公園面積で推しはかることの妥当性が薄れてきています。  
 そのため、秋田市における緑の目標量の設定にあたっては、市民が身近な施設として実感できる緑を充実させるため、都市域における水と緑の公的空間確保量として「市街地における緑地率」、また、誰にでも優しく安心な都市の形成に資する緑の機能や質の向上を目指す意味で高齢者、障がい者など、市民誰もが訪れることができ、自由に利用できるための整備の充実を図るために「公園のバリアフリー化率」を整備目標に掲げます。

## (2) 緑の確保目標

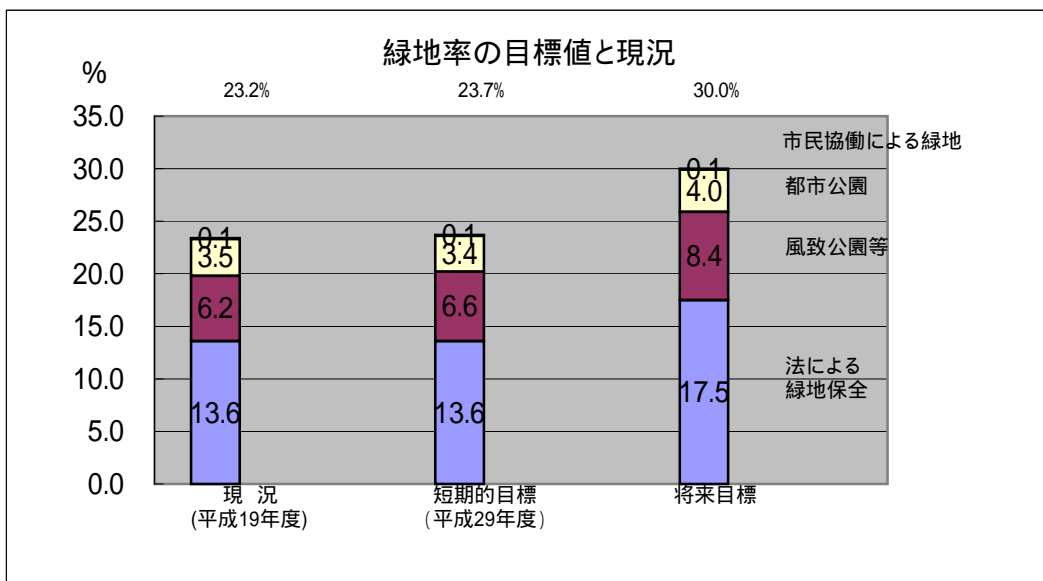
身近な「緑の量」としての目標値

緑の基本計画より抜粋

将来像：市街地における緑地率が概ね30%確保されている。

平成19年度現在の緑地率が23%であることから、短期的目標(平成29年度)として市街地における緑地率 24%を目指します。

緑地率 = 市街化区域の公的及び市民協働緑地及び市街化区域に隣接する公的緑地面積 / 市街化区域の面積 + 市街化区域に隣接する公的緑地面積



(内訳変更)

緑地	内訳	現況(平成19年度)		短期目標(平成29年度)		将来像		備考
		面積(b)(ha)	緑地率(b/A)	面積(c)(ha)	緑地率(c/A)	面積(a)(ha)	緑地率(a/A)	
公的緑地		1,831.0	23.1	1,871.0	23.7	2,416.6	29.9	
	都市公園(基幹公園等)	266.9	3.5	269.7	3.4	324.1	4.0	住区基幹公園、都市基幹公園、児童遊園地
	風致公園等	486.3	6.2	523.5	6.6	680.2	8.4	風致公園などの特殊公園の他、公共施設等
	法による緑地保全	1,077.8	13.6	1,077.8	13.6	1,412.3	17.5	風致地区、緑地協定等
市民協働による緑地		6.0	0.1	6.8	0.1	7.4	0.1	民間施設緑地、広場、オープンガーデン等
市街化区域等面積(A)		7,906.0		7,906.0		8,085ha		
緑地率			23.2		23.7		30.0	

将来像：市街地における主要な都市公園でバリアフリーが実現されている。

$$\text{市街地における都市公園のバリアフリー化率} = \frac{\text{バリアフリー整備された都市公園}}{\text{都市公園数}}$$

都市公園におけるバリアフリーの実現は、「園路及び広場」「車いす利用者用駐車場施設」「便所」のすべて、公園によってはいずれかが施された状態とします。

・園路及び広場

都市公園の出入口や駐車場から主要な公園施設及び特定公園施設(管理所、広場、便所など)までの一つ以上の経路が、高齢者や車いす利用者などに配慮されていること。

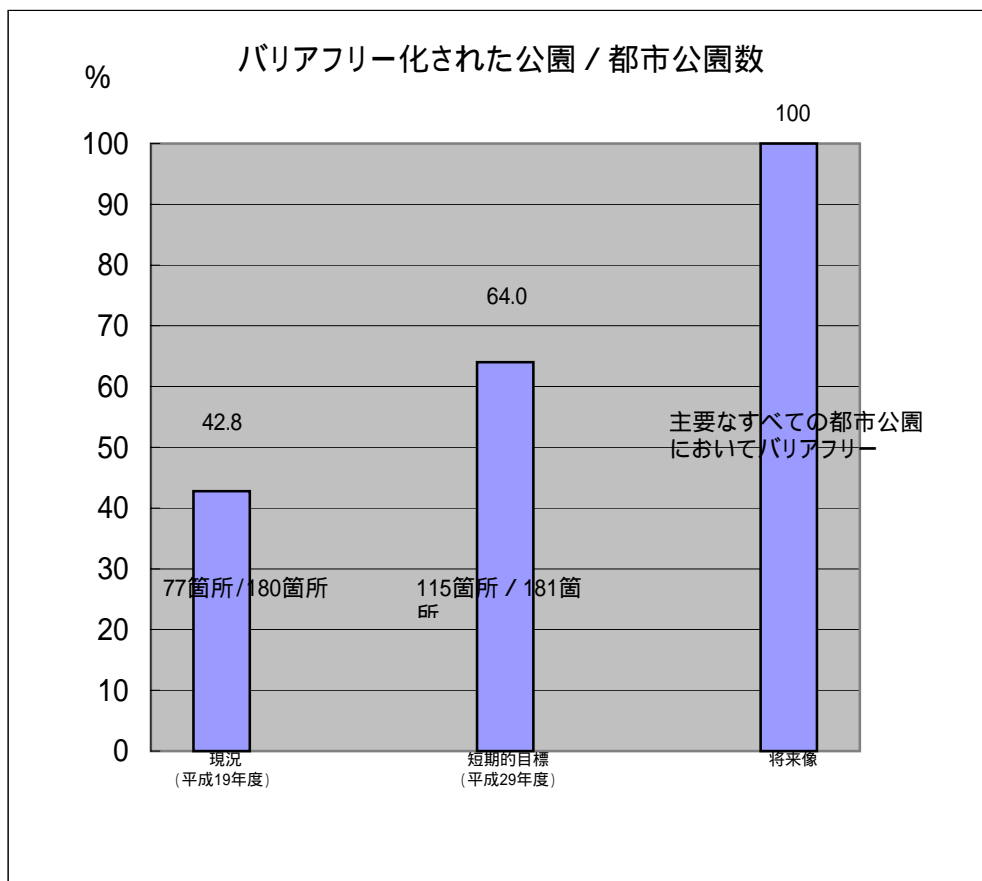
・車いす利用者用駐車施設

高齢者、車いす利用者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、「車いす利用者用駐車施設」が設置され、その表示がなされていること。

・便所

便所を設ける場合、一つ以上は高齢者、障がい者、妊婦や小さな子供連れなどの利用に適した構造を有する便所、又は便所内に便房を設置します。

平成19年現在の身近な都市公園のバリアフリー化率が42.8%であり、今後の整備量を考慮して、短期的目標(10年)として概ね64%を目指します。



目標の実現に向けて次の3つを重点テーマと位置づけ、計画期間内に事業化に向けた検討と実施について優先的に行います。

(1)市が主体となる取組  
(法指定等により、緑地を保全する)

緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

地区計画等の活用による緑地の保全

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。

地区計画等の区域内における緑化率規制制度(都市計画との連携)

緑化の推進の観点から、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度と同様の制度。

緑地管理機構制度

地方公共団体以外のNPO法人などの団体が、緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。

(2)市民協働による取組  
(緑地を育成・活用し、緑地を保全する)

緑のまちづくり活動支援基金

市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援します。これにより、市民の都市緑化活動に対する機動的な支援が可能になります。

緑地協定制度

土地所有者との合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

緑化施設整備計画認定制度

民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。

市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。  
都市計画区域内の300㎡以上の土地が対象である。

(3)都市公園のバリアフリー化

急速な高齢化が進んでいる現在、高齢者や障がい者等が身近な公園を円滑に利用できることが必要となってきたため、国の補助制度等を活用して公園施設の改修を進めます。

## 目標の内訳

### 「緑の量」の確保

#### 平成29年度までの緑地率の向上について

次の公的緑地、市民協働により、40.7haの緑地を増とし、緑地率約24%を目指します

- ・公的緑地(都市公園の増) 39.72ha
  - 御所野堤台近隣公園 2.1ha
  - 湯本都市緑地 10.5ha
  - 御所野第5街区 0.25ha
  - 手形堀反街区 0.17ha
  - 御所野地区緑地 26.7ha
- ・開発行為による児童遊園地の増によるもの 0.24ha  
過去の実績からの推計値
- ・市民協働による取組 0.8ha
  - 緑のまちづくり活動支援基金によるもの 0.01ha
  - 緑地協定制度などの既導入済によるもの 0.79ha

### 「緑の質」の向上

#### 平成29年度までのバリアフリー化率の向上について

現況は77箇所についてバリアフリー化となっていますが、16箇所の増とし、バリアフリー化率51%を目指します

- ・平成20年度 松美ガ丘第一街区公園 1箇所
- ・平成21年度 外旭川吉学寺街区公園、感恩講街区公園、土崎街区公園 3箇所
- ・平成22年度 保戸野街区公園、手形街区公園 2箇所
- ・平成23年度 檜山緑地、山王带状緑地 2箇所
- ・平成24年度 幕洗川街区公園、山王第一街区公園、桜第一街区公園、御休下第二街区公園 4箇所
- ・平成25年度 山王官公庁緑地 1箇所

〔残り25箇所については、補助事業を活用して〕

- ・平成26年度 6箇所
- ・平成27年度 6箇所
- ・平成28年度 6箇所
- ・平成29年度 7箇所

第2章

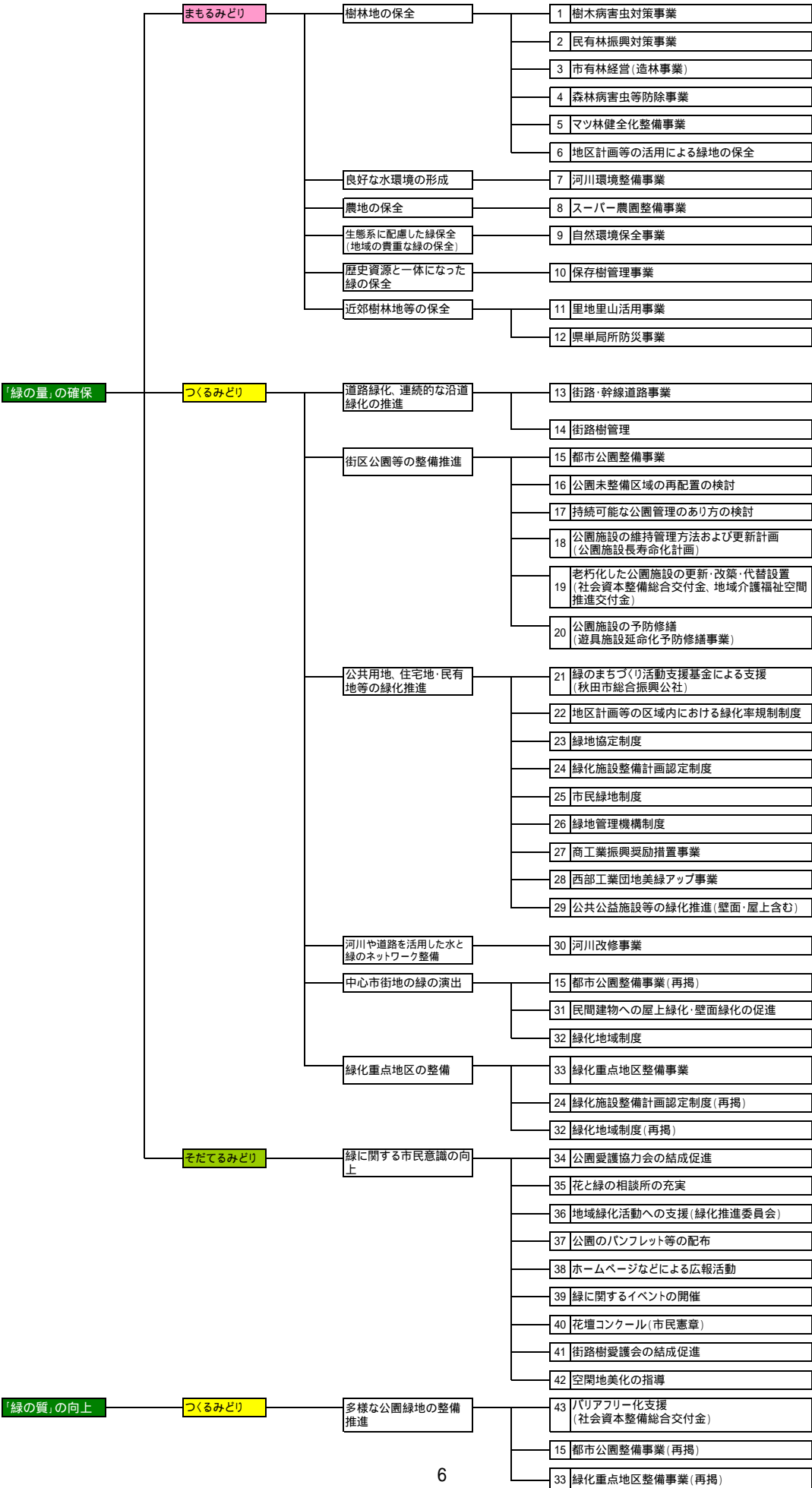
体系図

目標

基本理念

課題

施策名





## 第3章 緑の目標推進のための各施策

### 「緑の量」の確保

#### まもるみどり

##### 樹林地の保全

###### 1 樹木病害虫対策事業

・公園、学校などの公共施設を快適に利用できるよう、アメリカシロヒトリをはじめとする樹木病害虫の防除を実施します。また、アメリカシロヒトリなどの町内協同防除について指導・助言を行うほか防除機の貸出及び薬剤の配布を行います。

###### 2 民有林振興対策事業

・秋田市との協定締結者である森林所有者等に保育等の森林施策が必要となる面積に応じて交付金を交付し、計画的な森林整備の推進を図ります。  
・生産性と公益的機能の向上のため、緊急に間伐が必要な森林において経費の一部に補助をし、一層の間伐促進を図ります。

###### 3 市有林経営(造林事業)

・市有林の質的向上および森林資源の保全を図るため、秋田市森林施策計画に基づいた、市有林の適期・適切な施策を実施します。

###### 4 森林病害虫等防除事業

・松くい虫被害により枯れた松を伐倒処理するとともに、地上からの薬剤散布により被害の拡大を防止し、森林資源としての松林を保護し、飛砂、風害、土砂崩れ、倒木、水源の確保等市民の生活環境を守ります。

###### 5 マツ林健全化整備事業

・森林を健全に維持し、森林環境の保全に関する施策を展開する「秋田県水と緑の森づくり税条例」等が施行されたことに伴い、松くい虫被害により枯死・白骨化した松林の伐採処理を行います。

###### 6 地区計画等の活用による緑地の保全

・屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度であり、十分な事前調査が必要となりますが、制度について検討していきます。

## 良好な水環境の形成

### 7 河川環境整備事業

・市街地を取り囲む骨格的な緑とそれらを繋ぐ良好な河川環境を今後とも維持・保全を図る必要があることから、普通河川古川、準用河川宝川ほか5河川の河道閉塞部の浚渫等を行い、大雨時の水害防止と周辺の環境整備を図ります。

## 農地の保全

### 8 スーパー農園整備事業

・市民の多様なニーズに対応した区画・設備等を備えた質・量ともにグレードの高い市民農園を整備し、この市民農園を核としながら農林業・農村地域の多様な資源を活かしつつ、グリーン・ツーリズムや農園活用生活スタイルの定着を図ります。

## 生態系に配慮した緑保全 (地域の貴重な緑の保全)

### 9 自然環境保全事業

・秋田市自然環境保全条例に基づき、市民等との協働の推進や自然環境保全地区の指定および開発行為等への指導、助言により、多様で豊かな自然環境を保全・回復・創出します。

## 歴史資源と一体になった緑の保全

### 10 保存樹管理事業

・すぐれた歴史風土を形づくる緑の保全を図るための事業であります。  
・保存樹の管理は所有者が行うことが原則ですが、市民共有の財産として保全するための支援策を検討します。緑のまちづくり活動支援基金から所有者が行う予防的な取り組みに対し、助成を行います。

## 近郊樹林地等の保全

### 11 里地里山活用事業

・居住地周辺に広がり、たき木や落ち葉などの採取等を通じて、地域住民に継続的に利用され、維持管理されてきた里山および周辺農地について、今後の活用のあり方や方向性を検討し、農地森林所有者と市民の要望について調整を図り、里地里山の保全の作業について、相互の役割を明確にし自立した活動となるよう支援します。

### 12 県単局所防災事業

・山地崩壊による公共施設および人家被害を未然に防止するため、保全施設の設置を実施し、樹林地等の保全を図ります。

道路緑化、連続的な沿道緑化の推進

13 街路・幹線道路事業

・大気汚染等の都市環境負荷の軽減や都市景観の向上等を目的とした道路緑化、連続的な沿道緑化を推進するため、新規供用道路における植樹帯等への植樹を行います。

14 街路樹管理

・都市の景観向上、環境保全、交通安全等道路利用者や沿道住民に快適な空間を提供するため、街路樹の適切な維持管理を行います。

街区公園等の整備推進

15 都市公園整備事業

・地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業ではありません。

16 公園未整備区域の再配置の検討

・長期末着手の都市公園の改廃や児童遊園地を都市公園に指定するなど都市計画公園の再配置や事業手法について検討していきます。

17 持続可能な公園管理のあり方の検討(別添資料参照)

・持続可能な公園管理により、市民が将来にわたって安全、安心で公園利用に供するため、基本方針として「持続可能な公園管理のあり方」について検討していきます。

18 公園内施設の更新計画等(公園施設長寿命化計画)

・利用者の安全確保と公園内施設のライフサイクルコスト縮減を図るため、予防保全的管理による長寿命化対策含めた更新計画である「公園施設長寿命化計画」を策定していきます。

19 老朽化した公園内施設の更新・改築・代替設置  
(都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、地域介護福祉空間推進交付金)

・利用者の安全を確保するため、国の補助事業などを活用し、老朽化した公園内施設の更新・改築・代替設置を実施していきます。

20 公園内施設の予防修繕(遊具施設延命化予防修繕事業)

・公園内施設のライフサイクルコスト縮減を図るため、塗装などの予防修繕を実施していきます。

## 公共用地、住宅地・民有地等の緑化推進

### 21 緑のまちづくり活動支援基金による支援(秋田市総合振興公社)

・「緑のまちづくり活動支援基金」は、市民団体等による身近な緑や広場づくりなどの緑化活動を支援することを目指し、市民・企業のみなさんからの寄付、秋田市からの拠出により創設されました。  
この基金では、市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援します。

### 22 地区計画等の区域内における緑化率規制制度

・緑化の推進の観点から、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度と同様の制度であり、制度導入について検討していきます。

### 23 緑地協定制度

・市民や開発業者が自らの発意で協定を締結し、市街地・住宅地などの緑地を保全・創出するため、協定の認可と指導を行います。

### 24 緑化施設整備計画認定制度

・建築物の屋上、空地その他の敷地内の良好な緑化施設の整備に関する計画を市町村長が認定し、支援する制度であり、都市の緑化を推進するため、引き続き周知を図っていきます。

### 25 市民緑地制度

・土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度であり、関連部局と協議・調整を行い、制度導入について検討していきます。

### 26 緑地管理機構制度

・地方公共団体以外のNPO法人などの団体が、緑地管理機構として緑地の保全や緑地の推進を行う制度であり、制度導入について検討していきます。

### 27 商工業振興奨励措置事業

・市内事業者の良好な事業環境づくりを促進するため、一定規模以上の工場・卸売商業施設等を新增設し、あわせて敷地内の緑化事業、または水質汚濁防止等の公害防止施設の設置を行った事業者に対し、秋田市商工業振興条例に基づき環境整備助成金を交付します。

## 28 西部工業団地美緑アップ事業

・秋田市西部工業団地は、関係法令等の定めにより、約2.5haの緩衝緑地で取り囲まれています。現在、この緩衝緑地は雑草や雑木で覆われていますが、本市では、これを野鳥がさえずるような森にしようと計画しています。

## 29 公共公益施設等の緑化推進

・公共公益施設の新築、増改築する際は、敷地の緑化面積を確保するようにすること、壁面緑化や屋上緑化を積極的に推進していくものであります。  
また、学校敷地のさらなる緑化を働きかけていきます。

## 河川や道路を活用した水と緑のネットワーク整備

### 30 河川改修事業

・拠点となる緑を結び合わせる河川空間の線状の緑地の整備を図り、水と緑のネットワーク化を充実していくため、普通河川古川および、市街化が進む県管理河川の猿田川から上流部分について、改修工事を行い河川の環境整備を図ります。

## 中心市街地の緑の演出

### 15 都市公園整備事業(再掲)

・地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業であり、特に中心市街地の緑として「千秋公園整備事業」を推進していきます。

### 31 民間建物への屋上緑化・壁面緑化の促進

・民間建物への屋上緑化・壁面緑化を促進することで、市街地の緑化推進および室温の低下による温室効果ガスの削減にもつながる。

### 32 緑化地域制度

・敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度であり、制度導入に向けて、関連部局と協議・調整を行います。

## 緑化重点地区の整備

### 33 緑化重点地区整備事業

・「秋田市緑の基本計画」における緑化重点地区の公園の再整備を行い、地域防災を含めた都市緑化の推進を図ります。また、国の補助制度の見直しにより、新たな事業や制度への移行について検討していきます。

### 24 緑化施設整備計画認定制度(再掲)

・建築物の屋上、空地その他の敷地内の良好な緑化施設の整備に関する計画を市町村長が認定し、支援する制度であり、都市の緑化を推進するため、引き続き周知を図っていきます。

### 32 緑化地域制度(再掲)

・敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度であり、制度導入に向けて、関連部局と協議・調整を行います。

## そだてるみどり

## 緑に関する市民意識の向上

### 34 公園愛護協会の結成促進

・町内会などが地域の公園管理を自主的に行うための公園愛護協会の新規結成促進を図ります。  
・公園愛護協会の活性化策の検討を行い、解散防止を図っていきます。

### 35 花と緑の相談所の充実

・多くの市民から草花などの植栽管理について相談が寄せられており、市民の緑化に対する啓発をするため、相談所の充実を図ります。  
・緑化に関する指導者育成について検討していきます。

### 36 地域緑化活動への支援(緑化推進委員会)

・(社)秋田県緑化推進委員会では、森づくりや環境緑化に対する県民参加の促進と緑化思想の普及啓発を図るため、各種市民グループや学校が行う植林(植樹)、育林(育樹)及び環境緑化活動に助成し、もって緑豊かな郷土づくりを推進するものとして実施しています。

### 37 公園のパンフレット等の配布

・公園のパンフレット、緑化に関するリーフレットを市の関連施設、観光案内所やホテルなどに配布し、市民や観光客に提供します。  
・利用者の視点での配布先などについても検討します。

#### 38 ホームページなどによる広報活動

・ホームページや「広報あきた」を活用し、市民に対して緑化の情報を発信することにより、緑化啓発を図ります。  
・「広報あきた」の「木の花草の花」コーナーで公園等の木や花について紹介します。

#### 39 緑に関するイベントの開催

・緑の普及や啓発として、市民参画の推進につながる施策は必要であることから、参加者を増加させるための方策や新たな手法についても検討します。

#### 40 花壇コンクール(市民憲章)

・花のあるまちづくりとして、町内花壇、老人クラブ花壇、子供会花壇、学校花壇(保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、各種学校など)、職場花壇(官公庁、会社、工場、各種団体)、家庭花壇のコンクールが行われています。

#### 41 街路樹愛護会の結成促進

・街路樹の保護・育成などのため、「街路樹愛護会」の新規結成促進を図ります。

#### 42 空閑地美化の指導

・緑の良好な生活環境を確保するため、空閑地の草刈や維持管理について所有者等に適正な管理を指導します。

## 「緑の質」の向上

### つくるみどり

#### 多様な公園緑地の整備推進

#### 43 バリアフリー化(都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業)

・生活者の視点に立った安心で質の高い暮らしを実現するため、都市公園の防災機能の向上、防犯対策、公園施設の安全確保等、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。

#### 15 都市公園整備事業(再掲)

・地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業であります。

#### 33 緑化重点地区整備事業(再掲)

・「秋田市緑の基本計画」における緑化重点地区の公園の再整備を行い、地域防災を含めた都市緑化の推進を図ります。また、国の補助制度の見直しにより、新たな事業や制度への移行について検討していきます。

## 第4章 概要とその進行

### 「緑の量」の確保

#### まもるみどり

#### 樹林地の保全

事業名	所管課	現状	事業内容
<b>1 樹木病害虫対策事業</b> ・公園、学校などの公共施設を快適に利用できるよう、アメリカシロヒトリをはじめとする樹木病害虫の防除を実施する。また、アメリカシロヒトリなどの町内共同防除について指導・助言を行うほか防除機の貸出及び薬剤の配布を行う。	公園課	・アメリカシロヒトリなどの発生時期に公園、学校などの公共施設の防除を行うとともに、市内を巡回し市民への防除指導などを行う。	【21-29期計画】 公共施設の防除 市民への防除指導
<b>2 民有林振興対策事業</b> ・林業生産活動の停滞や高齢化が背景となって、森林施策が十分に行われなくなっている。このため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあることから、森林施策の推進に必要な地域活動に対して支援を行い、計画的な森林整備の推進を図る。	農地森林整備課	・支援交付金は、施策計画の認定を受けた30ha以上のまとまりがある森林が対象となり、かつ、保育作業の実施を協定により確約する必要がある。	【21-23期計画】 協定に基づき対象行為を実施した協定締結者へ交付金を交付。
<b>3 市有林経営(造林事業)</b> ・森林の多面的(公益的)機能の高度発揮により森林の質的向上を図り、かつ経営林としての価値を高めるため、市有林の保育施策を実施する。	農地森林整備課	・木材価格の低迷のため、伐期齢にさしかかった林分の主伐が進まない。	【21-29期計画】 秋田市森林施策計画に基づき、除間伐や枝打等の保育施策を実施。
<b>4 森林病害虫等防除事業</b> ・松くい虫被害により枯れた松を伐採処理するとともに、地上からの薬剤散布等により、被害の拡大を防止し、森林資源としての松林を保護し、飛砂、風害、土砂崩れ、倒木、水源の確保等市民の生活環境を守ることを目的とする。	農地森林整備課	・広域的な一体防除が必要である。	【21-29期計画】 松くい虫による被害木の伐倒処理と、地上からの薬剤散布や樹幹注入等の予防措置を行う。
<b>5 マツ林健全化整備事業</b> ・森林を健全に維持し、森林環境の保全に関する施策を展開する「秋田県水と緑の森づくり条例」等が施行されたことに伴い、松くい虫被害により枯死・白骨化した松林の伐採処理を行う。	農地森林整備課	・市内民有林で松くい虫により枯死・白骨化した松林は、景観維持や安全面から市民の生活に支障を来しているが、補助事業の対象外となっており、そのほとんどが立木のまま放置されている。	【21-24期計画】 新規事業 森林調査 136.55ha マツ林の伐採処理 17,260m <sup>3</sup>
<b>6 地区計画等の活用による緑地の保全</b> ・屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度である。	公園課	・現状変更に係る行為を実質的に相当程度制限することになるため、区域の決定にあたっては、十分な事前調査が必要となる。	【21-29期計画】 導入検討



良好な水環境の形成

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>7 河川環境整備事業</p> <p>・大雨時の水害防止と環境整備を図る。</p> <p>・国、県に河川敷など適正な維持管理の実施について協力依頼する。</p>	道路建設課	・普通河川古川と準用河川について、河道閉塞部の浚せつ等を行っている。	<p>[21-29期計画]</p> <p>浚せつ延長 L=3.500m</p> <p>水辺や護岸の除草を含め、適正な維持管理</p> <p>関係機関に協力を依頼</p>

農地の保全

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>8 スーパー農園整備事業</p> <p>・市民の食や農、健康に対する関心の高まりや市民農園に対するニーズに応え、トイレ、駐車場などの施設、設備を備えた質の高い市民農園を整備し、市民の食や農に対する理解を深めるとともに、健康増進や健全で豊かな情操を育むなど、農園を活用した食育やグリーン・ツーリズムの推進を図ることを目的とする。</p>	農業農村振興課	・市民の多様なニーズに対応した区画・設備等を備えた質・量ともにグレードの高い市民農園を整備し、この市民農園を核としながら農林業・農村地域の多様な資源を活かしつつ、グリーン・ツーリズムや農園活用生活スタイルの定着を図る。	<p>[22-29期計画]</p> <p>旧農業試験場 H21完成</p> <p>農園整備 1.3ha</p> <p>便益施設(休憩所、トイレ、器具庫)</p> <p>[23期~]</p> <p>河辺地区、調査・計画等</p>

生態系に配慮した緑保全(地域の貴重な緑の保全)

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>9 自然環境保全事業</p> <p>・秋田市自然環境保全条例に基づき、市民等との協働の推進や自然環境保全地区の指定および開発行為等への指導、助言により、自然環境を保全・回復・創出していく。</p>	環境都市推進課	<p>・河辺・雄和両地域の自然環境調査を実施している。</p> <p>・開発行為等の事業や市民等の活動に際し、身近な自然環境への自主的な配慮が必要である。</p> <p>・優れた自然環境を確実に保全することが必要である。</p> <p>・自然環境の保全等に関し、地域性や私権等との調整が必要である。</p>	<p>[21-29期計画]</p> <p>[22期まで]</p> <p>・河辺・雄和地区自然環境調査</p> <p>魚介類、植物、鳥類等9分野</p> <p>・調査結果概要版作成</p> <p>[23-29期]</p> <p>調査結果を市民向けに分かりやすくまとめた冊子の作成、モニタリング</p> <p>[21-29期]</p> <p>・長期的な継続調査(既調査地点)</p> <p>・開発行為等に伴う指導</p> <p>・条例に基づき、開発行為等について審査・指導</p> <p>・市民活動団体の支援・PR等</p> <p>・既存認定団体の支援・PR、新たな団体の認定</p>

歴史資源と一体になった緑の保全

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>10 保存樹管理事業</p> <p>・保存樹を指定し、指定した保存樹の所有者等へ、管理についての助言をおこなっている。また、放置すると人や住家が危険な場合には剪定等、必要な範囲で協力している。</p> <p>・(新)緑のまちづくり活動支援基金から予防的取り組みへの助成する。</p> <p>・(新)保存樹マップの作成、活用する。</p>	公園課	<p>・現在、保存樹の管理は所有者が行うことになっているが個人所有の場合維持管理に係る費用が増大となり苦慮している。</p> <p>・近隣住民から枯枝の落下、落葉等による苦情が毎年、数多く寄せられる。</p> <p>・世代交代によって保存樹の意義や目的が継承されていない。</p>	<p>[21-29期計画]</p> <p>保存樹本数1,967本</p>

近郊樹林地等の保全

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>11 里地里山活用事業</p> <p>・たき木や落ち葉の採取等を通じて、地域住民に継続的に利用され、維持管理されてきた里山および周辺農地等のいわゆる里地里山が、近年放置されてきていることから、市民と里地里山の所有者の間に立ち、その保全や活用について相互に協力や連携を図り、市民や里地里山の所有者が主体性を持って、にぎわいや生きがいをづくりに結びつく里地里山づくりに取り組めるよう支援する。</p>	農地森林整備課	・かつてはそこに住む人々の暮らしと深く結びつき、人と自然の共生関係が保たれ受け継がれてきた里地里山が、近年利用されることなく、また担い手不足や高齢化により手入れが遅れたり放置されることによりその魅力を失ってきている。	<p>[21-29期計画]</p> <p>里地里山の持つ潜在的な魅力を再発見してもらう機会の提供と啓発に努めるとともに、地域の実情や農地・森林所有者の意向にあった活用方法の確立</p>
<p>12 県単局所防災事業</p> <p>・山地崩壊による、公共施設および人家被害を未然に防止することを目的とする。</p>	農地森林整備課	・危険箇所の災害防止が目的であるが、発生予測が困難であり、発生後に対応せざるを得ない。	<p>[21-29期計画]</p> <p>緊急性に応じて全体計画で対応</p>

つくるみどり

道路緑化、連続的な沿道緑化の推進

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>13 街路・幹線道路事業</p> <p>・大気汚染等の都市環境負荷の軽減や都市景観の向上等を目的とした道路緑化、連続的な沿道緑化を今後とも推進する。</p> <p>・国、県など関係機関からの情報収集を行い、道路整備計画の把握する。</p>	道路建設課	・CO <sub>2</sub> 削減に向け、道路緑化の推進に取り組んでいる。現在、新規供用道路における植樹帯等への植樹を予定している。	<p>[21-29期計画]</p> <p>街路樹整備延長 L=1.74km</p> <p>[21-29期] 南部中央線(600m)</p> <p>[23-29期] 外旭川新川線(680m) 明田外旭川線(460m) (延長は秋田市整備分)</p> <p>関係機関に協力を依頼</p>
<p>14 街路樹管理</p> <p>・都市の景観向上、環境保全、交通安全等道路利用者や沿道住民に快適な空間を提供するため、街路樹の適切な維持管理を行う。</p> <p>・市民からの苦情・要望等については、管轄ごとに国や県に適正な維持管理の実施について協力を依頼する。</p>	道路維持課	・街路樹の成長に伴い、歩行者の通行の妨げとなる歩道上の根上り、枝のはみだし、日照、病害虫等に関して住民からの要望が増加している。	<p>[21-29期計画]</p> <p>新都市大通線他124路線、延長85.0kmにおける街路樹の維持管理(剪定、除草、冬囲い等)</p> <p>関係機関に協力を依頼</p>

街区公園等の整備推進

事業名	所管課	現状	事業内容
15 都市公園整備事業 ・地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業である。	公園課	千秋公園整備 ・中心市街地最大の地域資源である千秋公園の豊富な自然や歴史的遺産の活用を図るため、千秋公園再整備基本計画に基づき園内施設の再整備を進めるほか、歴史建造物の再建を行う。	[21-29期計画] 千秋公園整備事業 [22期まで] 歴史ゾーン整備 [23-25期] 外堀エリア整備 [26-29期] 市民交流ゾーン整備他
16 公園未整備区域の解消 長期未着手の都市公園の見直しや児童遊園地を都市公園化するなど都市公園の再配置や事業手法について検討するものである。	公園課 都市計画課	都市公園と児童遊園地の現状 ・市内には都市公園の未整備地域や、都市公園の配置計画のない地域(外旭川、八橋、仁井田)があり、公園設置の要望がある。 ・街区公園並の規模と機能を備えた児童遊園地が存在する。	[22-29期計画] 検討、都市計画決定変更 [23-25期] 児童遊園地を都市公園化(24箇所) [23-29期] 検討、都市計画決定変更
17 持続可能な公園管理のあり方の検討 ・持続可能な公園管理により、市民が将来にわたって安全、安心で公園利用に供するため、基本方針として「持続可能な公園管理のあり方」について検討する。 資料編第5章参照	公園課	・公園内施設の老朽化、管理公園数の増加、維持管理費の減少傾向などの現状を踏まえ、市民が将来にわたって安全、安心で公園利用に供するため、持続的な公園管理をする必要がある。	[21-29期計画] 検討・策定・運用 [22期] 「持続可能な公園管理のあり方」の検討 「持続可能な公園管理のあり方」の策定 [23-29期] 「持続可能な公園管理のあり方」の運用
18 公園内施設の更新計画等 ・利用者の安全確保と公園内施設のライフサイクルコスト縮減を図るため、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた更新計画である「公園施設長寿命化計画」を策定する。	公園課	・現在、公園の維持管理費が減少傾向にあることと特に遊具については標準使用期間経過後は更新するなどの対応が必要となったことから、利用者の安全確保と公園内施設のライフサイクルコスト縮減を図る必要がある。	[21-29期計画] 検討・策定・実施 [21期] 都市公園内施設の「公園施設長寿命化計画」の策定 [22-23期] 都市公園以外の公園内施設の「公園施設長寿命化計画」の策定 [22-29期] 「公園施設長寿命化計画」の実施
19 老朽化した公園内施設の更新・改築・代替設置 ・利用者の安全を確保するため、国の補助事業などを活用し、老朽化した公園内施設の更新・改築・代替設置を実施する。	公園課	・現在、公園の維持管理費が減少傾向にあり、今後、公園内施設は標準使用期間を一斉に経過し老朽化に伴う事故の発生が懸念されることから、利用者の安全を確保する必要がある。	[21-29期計画] 公園内施設の更新・改築・代替設置 [21-25期] 都市公園の老朽化した遊具の更新 [21-23期] 介護予防遊具の代替設置 [26-29期] 公園内施設の更新・改築
20 公園内施設の予防修繕 ・公園内施設のライフサイクルコスト縮減を図るため、塗装などの予防修繕を実施する。	公園課	・現在、公園の維持管理費が減少傾向にあることから、公園内施設のライフサイクルコスト縮減を図る必要がある。	[21-29期計画] 公園内施設の予防修繕 [21-25期] 遊具の予防修繕 [26-29期] 公園内施設の予防修繕

公共用地、住宅地・民有地等の緑化推進

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>21 緑のまちづくり活動支援基金による支援</p> <p>・都市緑化制度をわかりやすいものとし、市民協働による都市緑化活動を機動的に支援するとともに、受益と負担の適正化により、緑の豊かさに対する市民満足度を効果的に維持・向上を図りながら、都市緑化活動を通じた「家族や地域、人の絆づくり」の推進を目指す。</p>	公園課 秋田市総合振興公社	・緑に対する市民満足度を維持しつつ、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を効率的に実現する仕組みを構築するとともに、多様化する市民による都市緑化の取組みを支援できる、わかりやすい制度へと再編を図る。 ・(新)従来のソフト部門、ハード部門に加え、保存樹の所有者が行う予防的取組みに対する助成を行う。	<p>[21-24期計画]</p> <p>平成20年度158団体 平成29年度末までに200団体</p> <p>[21-23期] 170団体</p> <p>[24-26期] 185団体</p> <p>[27-29期] 200団体</p>
<p>22 地区計画等の区域内における緑化率規制制度</p> <p>・緑化の推進の観点から、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度と同様の制度である。</p>	公園課	・現状分析のための調査が必要となる。	<p>[21-29期計画]</p> <p>導入検討</p>
<p>23 緑地協定制度</p> <p>・地域の良好な生活環境を創出し都市緑化推進のため、協定の認可を行っている。</p>	公園課	・緑地協定に基づき、緑化事業の確認を行っている。	<p>[21-29期計画]</p> <p>継続運用</p>
<p>24 緑化施設整備計画認定制度</p> <p>・建築物の屋上・壁面や空地など敷地内を緑化する緑化施設整備計画を市長が認定し、事業者が緑化に関して固定資産税(償却資産)の特例措置を受けることができる制度。</p>	公園課	・周知期間が十分でなかったことなどから、今のところ同計画を取り入れた事業所はない。	<p>[21-29期計画]</p> <p>継続運用</p>
<p>25 市民緑地制度</p> <p>・土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度である。</p>	公園課	・関連部局と協議・調整を行い、制度について検討していく。	<p>[21-29期計画]</p> <p>導入検討</p>
<p>26 緑地管理機構制度</p> <p>・地方公共団体以外のNPO法人などの団体が、緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度である。</p>	公園課	・緑地管理機構は、その申請に基づき、一定の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人について、都道府県知事が指定することができるものであるため、関連部局との協議・調整が必要となる。	<p>[21-29期計画]</p> <p>導入検討</p>
<p>27 商工業振興奨励措置事業</p> <p>・市内事業所の良好な事業環境づくりを促進するため、一定規模以上の工場等を新增設し、あわせて敷地内の緑化事業、福利施設や公害防止施設、新エネルギー設備、省エネルギー設備の設置を行った事業者に対し、秋田市商工業振興条例に基づき環境整備助成金を交付する制度である。</p>	商工労働課	・緑化事業については、当該事業の用に供する敷地内の20%以上の緑化を目安とする。 環境整備助成金に該当する各工事費の合計額の50%相当額、限度額2000万円を交付している。	<p>[21-29期計画]</p> <p>環境整備の申請のあったものについて、内容を審査し、該当になるものについて助成金交付</p>

<p>28 西部工業団地美緑アップ事業</p> <p>・秋田市西部工業団地の周囲にある緩衝緑地を「野鳥のさえずる森づくり」として、地元企業およびその従業員と協働で進め、地元の意向と発想を十分に反映させながら、団地環境の向上を図っていかうとするものである。</p>	<p>商工労働課</p>	<p>・秋田市西部工業団地は、関係法令の定めにより、約2.5ヘクタールの緩衝緑地で取り囲まれている。現在、この緩衝緑地は雑草や雑木で覆われているが、これを野鳥がさえずるような森にしようと計画し、平成18年度から整備を進めている。</p>	<p>[21-29期計画] 環境向上</p>
<p>29 公共公益施設の緑化促進</p> <p>・公共公益施設の新築や増改築の際には、敷地内の緑化や建物の壁面・屋上緑化を推進する。</p> <p>・学校敷地のさらなる緑化を働きかけていく。</p>	<p>公園課</p> <p>教育委員会</p>	<p>・公共公益施設での屋上緑化・壁面緑化の実施例がない。学校敷地には植樹が行われ、花苗の配布等により緑化に努めている。</p>	<p>[21-29期計画] 公共公益施設での屋上緑化・壁面緑化の啓蒙、啓発を実施</p> <p>[21-29期計画] 植樹等の推進、中庭の芝生化等の検討</p>

#### 河川や道路を活用した水と緑のネットワーク整備

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>30 河川改修事業</p> <p>・普通河川古川については、県管理河川の猿田川との合流部から上流の市街化進んだ区間について、改修工事を行い河川の環境整備を図る。</p> <p>・国、県など関係機関からの情報収集を行い河川改修計画等の把握する。</p>	<p>道路建設課</p>	<p>・護岸整備などを行っている。</p>	<p>[21-29期計画] 整備延長 L=837m</p> <p>関係機関に協力を依頼</p>

#### 中心市街地の緑の演出

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>15 都市公園整備事業(再掲)</p> <p>・地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業。</p>	<p>公園課</p>	<p>千秋公園整備</p> <p>・中心市街地最大の地域資源である千秋公園の豊富な自然や歴史的遺産の活用を図るため、千秋公園再整備基本計画に基づき園内施設の再整備を進めるほか、歴史建造物の再建を行う。</p>	<p>[21-29期計画] 千秋公園整備事業</p> <p>[22期まで] 歴史ゾーン整備、外堀ポケットパーク実施設計・整備</p> <p>[23-25期] 文化ゾーン整備、外堀ポケットパーク整備</p> <p>[26-29期] 市民交流ゾーン整備他</p>
<p>31 民間建物への屋上緑化・壁面緑化の促進</p> <p>・民間建物への屋上緑化・壁面緑化を促進することで、市街地の緑化刷新および室温の低下による温室効果ガスの削減にもつながる。</p>	<p>公園課</p>	<p>緑化促進</p> <p>緑のまちづくり活動支援基金による助成制度のPRや緑化施設整備計画認定制度の周知、啓発を行う。</p>	<p>[21-29期計画] 啓蒙啓発、PRの実施</p>

<p>32 緑化地域制度</p> <p>・緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度である。</p>	公園課	・導入に向けて、関連部局と協議・調整を行う。	[22-29期計画] 導入検討
--	-----	------------------------	--------------------

緑化重点地区の整備

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>33 緑化重点地区整備事業</p> <p>・地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業である。</p> <p>・市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、緑化の推進を重点的に図るべき地区の公園の再整備を執行する補助事業である。</p>	公園課	・本市は、少子高齢化の進展などにより、身近な緑化の拡充が求められている中で、これまでの公園については、土地区画整理事業や民間の開発事業に整備を依存してきた経緯から整備率が頭打ちとなっている。よって、今後、古くて設備の整っていない公園や利用頻度の高い公園を再整備することにより市民が利用しやすい公園に整備し直す必要がある。	<p>[21-29期計画] 新屋駅周辺地区の公園の再整備 住区基幹公園の再整備</p> <p>[22期] 田尻沢第一街区公園、田尻沢第二街区公園</p> <p>[23期] 田尻沢街区公園、新屋大川端街区公園</p> <p>[24期] 栗田町第二街区公園</p> <p>[25-29期] 住区基幹公園の再整備</p>
<p>24 緑化施設整備計画認定制度(再掲)</p> <p>・建築物の屋上・壁面や空地など敷地内を緑化する緑化施設整備計画を市長が認定し、事業者が緑化に関して固定資産税(償却資産)の特例措置を受けることができる制度である。</p>	公園課	・周知期間が十分でなかったことから、今のところ同計画を取り入れた事業所はない。	[21-29期計画] 継続運用
<p>32 緑化地域制度(再掲)</p> <p>・緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度である。</p>	公園課	・導入に向けて、関連部局と協議・調整を行う。	[22-29期計画] 導入検討

緑に関する市民意識の向上

事業名	所管課	現状	事業内容
34 公園愛護協会の結成促進 ・町内会などが地域の公園管理を自主的に行うため、公園愛護協力を結成し、公園の清掃や除草、見回り等をおこない、市は活動内容に応じた報償金を交付する制度である。	公園課	平成19年度末 ・公園愛護協会結成団体数 166団体 ・公園愛護協会管理公園数 225公園  平成21年度末 234団体、354公園	[22-29期計画] 毎年5団体の愛護会結成を目指す 目標 平成29年度末で280団体の結成 [22-24期] 全体で250団体 [25-27期] 全体で265団体  [27-29期] 全体で280団体
35 花と緑の相談所の充実 ・植栽管理や病害虫防除等の指導・相談に応じ、市民の花と緑への意識を高め、うるおいと緑豊かなまちづくりを推進するため昭和62年度より設置している。 ・一つ森公園体育館内で電話、訪問者に対し相談を行っている。 ・花と緑の移動相談所として冬囲い剪定講習会を実施している。 ・緑化に関する指導者育成を図る。	公園課	・4月から10月までの毎週火・土曜日一つ森公園コミュニティ体育館で開設している。	[21-29期計画] 通年開設 講習会等の開催
36 地域緑化活動への支援 ・(社)秋田県緑化推進委員会では、森づくりや環境緑化に対する県民参加の促進と緑化思想の普及啓発を図るため、各種市民グループや学校が行う植林(植樹)、育林(育樹)及び環境緑化活動に助成し、もって緑豊かな郷土づくりを推進するものとして実施している。	緑化推進委員会	・植林(植樹)、育林(育樹)及び環境緑化活動については、学校関係者の活動実績はあるが、各種市民グループによる活動をどのように広げていくかが、課題である。	[21-29期計画] 活動への支援
37 公園のパンフレット等の配布 ・公園のパンフレット、緑化に関するリーフレットを市の関連施設、観光案内所やホテルなどに配布し、市民や観光客に提供する。	公園課	・パンフレット、リーフレットの配布	[21-29期計画] パンフレット、リーフレットを配布 配布先検討
38 ホームページなどによる広報活動 ・ホームページを活用し、市民に対して緑化の情報を発信することにより、緑化啓発を図る。 ・広報あきたの「木の花草の花」のコーナーで公園等の木や花について紹介する。	公園課	・ホームページにおいて緑に関する情報等を掲示する。 ・「広報あきた」で紹介をする。	[21-29期計画] ホームページ更新12回/年
39 緑に関するイベントの開催 ・太平山山開き登山 ・花と緑のガーデニングスクール ・冬期剪定冬囲い講習会	公園課	・各イベントとも毎年一定の参加者等はあるものの、参加者が増加傾向にあるイベントは少ない。	[21-29期計画] イベント開催4回/年

事業名	所管課	現状	事業内容
<p>40 花壇コンクール</p> <p>・町内花壇(町内会、婦人会、PT A、親の会など)、老人クラブ花壇、子供会花壇、学校花壇(保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、各種学校など)、職場花壇(官公庁、会社、工場、各種団体)、家庭花壇(家族協同で作っている花壇)の花壇別にコンクールをおこなっている。</p>	<p>市民憲章 (地域振興課)</p>	<p>・一度参加した団体、個人には開催について通知し参加してもらっているが、新規での参加者が少ない。</p>	<p>[21-29期計画] コンクール参加数 100団体/年</p>
<p>41 街路樹愛護会の結成促進</p> <p>・街路樹の保護・育成などを目的として、「街路樹愛護会」が結成されており、道路緑化事業に協力している。</p>	<p>道路維持課</p>	<p>平成19年度末 ・街路樹愛護会結成団体数 12団体</p>	<p>[21-29期計画] 今後も周知を図り、結成を促進</p>
<p>42 空閑地美化の指導</p> <p>・雑草が繁茂する等空閑地を放置し地域住民より苦情があった場合、空閑地の所有者等に対し雑草の除去について文書で指導を行っている。</p>	<p>公園課</p>	<p>・現在、地域住民からの空閑地の草刈要望、苦情にたいしては文書送付により対処している。また、空閑地所有者に草刈機の貸出を行っている。</p>	<p>[21-29期計画] 継続指導</p>



多様な公園緑地の整備推進

事業名	所管課	現状	事業内容
43 バリアフリー化支援 ・国による都市公園のバリアフリー改修への支援費を活用し、市内におけるバリアフリー化を早急にはかるべき公園施設の改修を進める。 資料編第6章参照	公園課	・急速な高齢化が進んでいる現在、高齢者や障害者等が身近な公園を円滑に利用できることが必要となってきた。	[21-29期計画] 順次バリアフリー化整備 [21期] 外旭川吉学寺街区公園、感恩講街区公園、土崎街区公園 [22期] 保戸野街区公園、手形街区公園 [23期] 榎山緑地、山王带状緑地 [24期] 幕洗川街区公園、山王第一街区公園、桜第一街区公園、山王官公庁緑地、御休下第二街区公園 [25期] 山王官公庁緑地 [26-29期] 25公園のバリアフリー整備
15 都市公園整備事業(再掲) ・地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業である。	公園課	千秋公園整備 ・中心市街地最大の地域資源である千秋公園の豊富な自然や歴史的遺産の活用を図るため、千秋公園再整備基本計画に基づき園内施設の再整備を進めるほか、歴史建造物の再建を行う。	[21-29期計画] 千秋公園整備事業 [22期まで] 歴史ゾーン整備、外堀ポケットパーク実施設計・整備 [23-25期] 文化ゾーン整備、外堀ポケットパーク整備 [26-29期] 市民交流ゾーン整備他
33 緑化重点地区整備事業(再掲) ・地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進するための事業である。 ・市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、緑化の推進を重点的に図るべき地区の公園の再整備を執行する補助事業である。	公園課	大森山公園整備 ・大森山動物園と一体となった公園の再整備を実施する。 ・本市は、少子高齢化の進展などにより、身近な緑化の拡充が求められている中で、これまでの公園については、土地区画整理事業や民間の開発事業に整備を依存してきた経緯から整備率が頭打ちとなっている。よって、今後、古くて設備の整っていない公園や利用頻度の高い公園を再整備することにより、市民が利用しやすい公園に整備し直す必要がある。	[22-29期計画] 大森山公園再整備事業 [22期] 大森山公園実施設計、地質調査 [23期] 大森山公園内トイレ改修、松くい被害地の植生回復 [24-25期] 大森山公園内トイレ改修、園路等バリアフリー化 [21-29期計画] 新屋駅周辺地区の公園の再整備 住区基幹公園の再整備 [22期] 田尻沢第一街区公園、田尻沢第二街区公園 [23期] 田尻沢街区公園、新屋大川端街区公園 [24期] 栗田町第二街区公園 [25-29期] 住区基幹公園の再整備